

令和7年第1回定例会

美郷町議会会議録(第1)

令和7年3月5日

美郷町議会

# 令和7年第1回美郷町議会定例会会議録（第1日目）

令和7年3月5日（水曜日）

◎開会日時 令和7年3月 5日 午前10時00分 開会  
◎散会日時 令和7年3月 5日 午前11時42分 散会

## ◎出席議員（10名）

1番 若杉 伸児君	2番 早川 節夫君
3番 中田 武満君	4番 兒玉 鋼士君
5番 山本 文男君	6番 中嶋奈良雄君
7番 川村 嘉彦君	8番 甲斐 秀徳君
9番 川村 義幸君	10番 那須 富重君

◎欠席議員 なし

◎欠 員 11番 小路 文喜君

◎会議録署名議員 1番 若杉 伸児君 2番 早川 節夫君

◎事務局職員氏名 事務局長 沖田 修一君 書記 川西ゆきみ君

## ◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	泉田 浩文君
総務課長	甲斐 武彦君	税務課長	川村 博昭君
企画情報課長	田村 靖君	町民生活課長	黒田 和幸君
健康福祉課長	海野 勝弥君	建設課長	佐藤 文幸君
農林振興課長	松下 文治君	政策推進室長	田常 浩二君
教育課長	鎌田 次郎君	地域包括医療局事務長	田原 裕亮君
南郷地域課長	田中 幸生君	北郷地域課長	長田 孝規君

◎会議の経過 別紙のとおり

令和7年第1回美郷町議会定例会  
議事日程（第1）

令和7年3月5日  
午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
1番 若杉 伸児 議員  
2番 早川 節夫 議員
- 日程第2 会期の決定  
3月 5日 ～ 3月 19日 15日間
- 日程第3 諸般の報告  
(1) 議員派遣報告  
(2) 請願陳情の処理経過  
(3) 例月現金出納検査  
(4) 入郷地区衛生組合議会議員  
(5) 宮崎県北部広域行政事務組合議員  
(6) 日向東臼杵広域連合議会議員  
(7) 総務厚生常任委員長  
(8) 文教産業常任委員長
- 日程第4 報告 第4号 専決処分<sup>の</sup>報告について（工事請負契約の変更について）  
**報 告**
- 日程第5 諮問 第1号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第6 諮問 第2号 人権擁護委員候補者の推薦について  
**一括 提案理由説明、答 申**
- 日程第7 議案 第4号 公の施設の指定管理者の指定について  
日程第8 議案 第5号 公の施設の指定管理者の指定について  
日程第9 議案 第6号 公の施設の指定管理者の指定について  
**一括 提案理由説明**
- 日程第10 議案 第7号 公の施設の指定管理者の指定について  
日程第11 議案 第8号 公の施設の指定管理者の指定について  
**一括 提案理由説明**
- 日程第12 議案 第9号 工事請負契約の変更について  
**提案理由説明**
- 日程第13 議案 第10号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例

- 日程第 1 4 議案 第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
一括 提案理由説明
- 日程第 1 5 議案 第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
提案理由説明
- 日程第 1 6 議案 第13号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
提案理由説明
- 日程第 1 7 議案 第14号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例  
提案理由説明
- 日程第 1 8 議案 第15号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例  
提案理由説明
- 日程第 1 9 議案 第16号 美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例  
日程第 2 0 議案 第17号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例  
一括 提案理由説明
- 日程第 2 1 議案 第18号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例  
提案理由説明
- 日程第 2 2 議案 第19号 美郷町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例  
提案理由説明
- 日程第 2 3 議案 第20号 美郷町耳川出水災害危険区域に関する条例  
提案理由説明
- 日程第 2 4 議案 第21号 令和 6 年度美郷町一般会計補正予算（第 1 0 号）  
提案理由説明
- 日程第 2 5 議案 第22号 令和 6 年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 2 6 議案 第23号 令和 6 年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 7 議案 第24号 令和 6 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 8 議案 第25号 令和 6 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 2 9 議案 第26号 令和 6 年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 0 議案 第27号 令和 6 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）  
一括 提案理由説明

- 日程第 3 1 議案 第28号 令和 7 年度美郷町一般会計予算
- 日程第 3 2 議案 第29号 令和 7 年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 3 3 議案 第30号 令和 7 年度美郷町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 3 4 議案 第31号 令和 7 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 3 5 議案 第32号 令和 7 年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計予算
- 日程第 3 6 議案 第33号 令和 7 年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算
- 日程第 3 7 議案 第34号 令和 7 年度美郷町簡易水道事業会計予算
- 日程第 3 8 議案 第35号 令和 7 年度美郷町農業集落排水事業会計予算

**提案理由説明 施政方針の説明**

- 日程第 3 9 発議 第1号 美郷町議会委員会条例の一部を改正する条例

**提案理由説明、質疑、討論、採決**

- 日程第 4 0 発議 第2号 美郷町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

**提案理由説明、質疑、討論、採決**

- 日程第 4 1 発議 第3号 美郷町議会会議規則の一部を改正する規則

**提案理由説明、質疑、討論、採決**

# 会 議 録

令和 7 年 3 月 5 日  
午前 10 時 00 分開議

## 【事務局長 沖田 修一】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・御着席ください。

## 【議長 那須 富重】

改めまして、おはようございます。

本日から第 1 回の定例会になります。よろしくお願ひいたします。

世界情勢が混沌としている中で、国内では大船渡市の火災が山林住宅等を含み 2,600 ヘクタールが焼失をするという大きな被害が出ております。今日から雨が降るといふことで、早期の消火、鎮火を望むところでございます。

美郷町北郷で、昭和 41 年までに醸造されていまして日本酒「いすゞ美人」が復活され、町内外から大きな反響を呼び宇納間地蔵尊大祭での先行販売には、早朝より多くの方が列をなして買い求めたと聞いております。

取組が始まってから完成まで 3 年を要した事業でありました。復活委員会の立上げや、当時、使用していた米「瑞豊」50 粒から農家と共に育て、蔵に残る酵母や井戸水を使い、当時のラベルを再現するなど、多くの方々の協力を得て復活したそうです。

そして、いすゞ美人の歴史やその取組が当初から出荷までマスコミに取り上げていただき、予想を超える大きな反響を呼ぶことができたことは、結果的に町の大きな PR になりました。

これは当初より積極的に取り組まれた方々をはじめ関係の皆様方の御努力のたまものであると同時に、新たな特産品の開発や PR の手法は最小の経費で最大の効果を上げなければいけないと規定されております地方自治法の本旨にのっとった模範的取組であったと思います。

これから後に続くこのような取組が実施されますことを、大いに期待したいと思います。

さて、本町は人口減少対策が待ったなしの状況が続いておりますが、新年度は町の重要計画であります第 3 期まち・ひと・しごと創生総合戦略 5 か年計画の初年度であり、その成果が期待されます。

また、災害復旧費は今年度当初より約 8 億 5,000 万円の減となっておりますが、15 億円の計上となっております。町内の被災地域では一日も早い復旧を心待ちにしている多くの町民もいますので、早期の完成を願うものであります。

町は令和 7 年度も多くの積極的な施策が上げられております。執行部の皆様には十分な審議が行われるよう御協力をお願いします。

また、議員各位におかれましては、新年度の予算を編成する重要な会議ですので、活発な議論を期待したいと思います。よろしくお願ひいたします。

以上で、挨拶を終わります。

ただいまの出席議員は 10 名であります。

ただいまから令和 7 年第 1 回美郷町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

上着を抜ぎたい方は脱ぐことを許します。写真撮影の申出がありました。報道機関が取材のため膨張します。

またカメラの持込み、テレビ撮影も許可しましたので申し添えます。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、若杉 伸児議員、2番、早川 節夫 議員を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

この件につきましては、議会運営委員会において検討がなされておりますので、委員長より報告をお願いします。

**【議会運営委員長 山本 文男】**

議長。

**【議長 那須 富重】**

議会運営委員長、山本 文男 議員。

**【議会運営委員長 山本 文男】**

令和7年第1回美郷町議会定例会について、議長より諮問を受けました会期及び日程につきまして、議会運営委員会は以下のように議長に答申しましたので、報告いたします。

会期については、本日から3月19日までの15日間とし、会期日程はお手元に配付してある会期及び審議予定表のとおりとしたところです。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

**【議長 那須 富重】**

委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は委員長の報告のとおり、本日から3月19日までの15日間に行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

( 「異議なし」との声あり )

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月19日までの15日間に決定いたしました。会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議の予定表のとおりであります。

日程第3 諸般の報告を行います。

議長報告はお手元に配付の諸般の報告、議員派遣をもって報告とします。

また、本日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表のとおりであります。記載のとおり処理しましたので、御報告いたします。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査及び同法第199条第9項の規定により、定期監査の結果報告書がお手元に配付したとおり提出されています。

朗読は省略します。

次に、入郷地区衛生組合議会議員、日向東臼杵広域連合議会議員及び宮崎県北部広域行政事務組合議会議員からの会議の報告については、お手元に配付した資料のとおりです。

次に、所管事務調査の結果について、総務厚生常任委員長、文教産業常任委員長からそれぞれの報告の申出があります。

初めに、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

**【総務厚生常任委員長 山本 文男】**

議長。

**【議長 那須 富重】**

総務厚生常任委員長 山本 文男。

**【総務厚生常任委員長 山本 文男】**

総務厚生常任委員会において調査を実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

調査日 令和7年2月3日

調査場所 役場委員会室

調査目的 防災行政や防災計画に見直しについて

調査者 総務厚生常任委員、他議員、議会事務局職員

対応者 総務課長、危機管理担当

調査の概要

防災計画の見直し等の防災行政について、令和4年台風14号の反省点を参考に、聞取調査を行った。

(考察)

令和4年台風14号の反省を含め、令和5年3月に防災情報の発信方法や避難所の追加、設備充実、災害本部の設置、避難発令等の地域防災計画の見直しが行われていた。

また、災害対応を行う町外職員の従事体制や支所に待機する人数も、今後、検討を行うことの説明があった。

災害時、要支援者の対応については、消防団や自治会、社協など役割分担や連携を明確にする必要がある。

また、支援者へ避難を促すためのマニュアルの整備や共有の必要性の意見が出された。

また、災害発生時の復旧については、ボランティアセンターの迅速な立上げができる体制構築の必要性の意見も出された。

防災訓練については、統一防災訓練のほか消防団等を対象にした訓練が行われているとの説明であったが、統一防災訓練は全町民を対象としており、参加率も高いので、実践的な訓練になるよう工夫が必要との意見があった。

現在の訓練は、自主防災組織が計画を立て、主に組織と地元消防団で訓練を行っているが、行政からの積極的な参加の必要があると感じる。

例えば、訓練場所に配置される消防本部員を通じて、南海トラフ地震の発生が高くなっているのを、地震への備えや発生時の行動などの防災講話を行う。ハザードマップを持参して、住民に危機地帯を再確認させ、自主的に迅速な避難の必要性を訴えるなど、訓練の機会をできる限り活用して、より効果的な訓練にする必要があると思う。

職員も様々な業務を抱えているので、あらゆる機会を利用して必要なことはできる限り実施できるよう、より効率的、効果的な防災業務に努めていただきたい。

以上で、報告を終わります。

**【議長 那須 富重】**

次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

**【文教産業常任委員長 甲斐 秀徳】**

議長。

**【議長 那須 富重】**

文教産業常任委員長、甲斐 秀徳 議員。

**【文教産業常任委員長 甲斐 秀徳】**

文教産業常任委員会において調査を実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

調査日 令和7年2月3日

調査場所 役場委員会室

調査目的 美郷町観光協会の今後の活動について

調査者 文教産業常任委員、他議員、議会事務局職員

対応者 美郷町観光協会会長・常務理事、企画情報課課長・担当職員

調査の概要

美郷町観光協会の取組について、令和6年度の業務実績と今後の業務予定について説明を受けた。

(考察)

協会の業務改善として、職員と役員及び町担当との月1回の定例会議を開催している。

令和6年度は、様々な取組を実施または実施予定であった。今まで取り組んできたメディアに対する情報発信や各種イベントの出展に加え、日向市観光協会と連携した宇納間地蔵と平岩地蔵の共同ツアーの企画や西の正倉院の観光誘致として、旅行会社やクルーズ船のツアー、韓国高校生の受入れも計画されているので、今後も旅行会社等の観光関係機関と連携し、積極的にツアーを企画してほしいと委員からの意見が出された。

協会からは、歴史的施設も多く、観光の素材はある。また、観光は食が重要であるとの説明であったが、どう売っていくか、現在、検討中であるようである。

限られた職員でいろいろな活動を模索中であると思うが、交流人口を増やすために、各種団体や個人と連携して効果的な活動を確立することを期待する。

以上で、報告を終わります。

**【議長 那須 富重】**

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第4号 専決処分の報告について(工事請負契約の変更について)  
町長からの報告があります。  
これを許します。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 那須 富重】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

皆さん、おはようございます。ここ2～3日雨で、本当に恵みの雨かなと思って  
おります。ただいま議長が岩手県で山火事が発生ということで、本当に大変な山火  
事になったなと思ってるところです。天気予報によると雪・雨ということで、一  
日でも、1時間でも早く鎮火してほしいと願うところでもあります。

そして、こちらは飲料水の心配がありましたので、雨が降って少し安心をしたと  
ころでございます。

さて、本日から19日までの15日間の日程におきまして、令和7年第1回の議  
会定例会であります。この議会、令和7年度各会計の当初予算を提案しております。  
長丁場になりますが、よろしく御審議をいただきたいと思っております。

それでは、報告第4号 専決処分の報告について御説明をいたします。

この契約は令和6年3月11日に株式会社 南郷開発と契約を締結しました令和  
5年度4年災(台風14号2号箇所)奥地林道度川・大藪線災害復旧工事の変更契  
約であります。

主な変更理由は、再度の災害を抑止するため、その1の被災法面部を再確認し、  
モルタル吹付け工現場うち軽量法枠工の施工面積の変更と、その2の大型ブロック  
積み工について、計画より上部で法長の変更を行い、その結果、面積の減となるた  
め、工事請請負代金31万4,624円を減額するものであります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同  
条第2項の規定により報告をいたします。

以上であります。

**【議長 那須 富重】**

以上で、報告を終わります。

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第6 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

お諮りします。

諮問第1号と諮問第2号の2件を一括議題としたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号と諮問第2号の2件は一括議題とすることに決定し

ました。

2件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 那須 富重】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

それでは、諮問第1号、第2号、人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

御承知のとおり人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵害されることのないように監視し、もしこれが侵犯された場合には、その救済のため速やかに適切な措置を取るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもって、その使命とすることとされております。

現在、本町では4名が人権擁護委員として法務大臣より委嘱されております。このうち段 和利氏及び中田広喜氏の2名が令和7年6月末をもちまして任期満了となるため、その後任として林田貴美生氏及び藤田美智子氏を推薦したく提案するものであります。

林田氏は、平成3年10月から旧北郷村職員として勤務されて以来、公正・忠実に職務を遂行され、令和6年3月に美郷町役場を退職されました。

また、藤田氏は、長年地域婦人連絡協議会の要職に就かれ、地域活動に御尽力してこられました。

お二方とも人格識見高く強い責任感を持ちであり、最適任者として考えておりますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見をも求めるものであります。

なお、委員の任期は3年となっております。

以上、説明を終わります。

**【議長 那須 富重】**

提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

諮問第1号と諮問第2号の2件を一括質疑、一括討論、一括採決としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

異議なしと認めます。

それでは、諮問第1号と諮問第2号の2件を一括質疑、一括討論、一括採決を行うことに決定しました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
これから、討論を行います。  
討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

討論なしと認め、これで討論を終わります。  
お諮りします。  
諮問第1号と諮問第2号は、お手元に配付した意見のとおり答申したいと思いま  
す。  
これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

異議なしと認めます。  
したがいまして、諮問第1号と諮問第2号は、お手元に配付した意見のとおり答  
申することに決定しました。  
日程第7 議案第4号 公の施設の指定管理者の指定について  
日程第8 議案第5号 公の施設の指定管理者の指定について  
日程第9 議案第6号 公の施設の指定管理者の指定について  
お諮りします。  
議案第4号から議案第6号までの3件を一括議題としたいと思います。  
これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

異議なしと認めます。  
したがいまして、議案第4号から議案第6号までの3件は一括議題とすることに  
決定しました。  
3件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】  
議長。

【議長 那須 富重】  
町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第4号、議案第5号及び議案第6号の公の施設の指定管理者の指  
定については関連がありますので、一括して提案理由を申し上げます。  
現在、美郷町立神門保育所、田代保育所及びうなま保育所は社会福祉法人美郷町  
社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っております。指定期間が本年3  
月31日までとなっていることから、昨年11月に次期3か年度の指定管理候補者

を公募したところ、3保育所について社会福祉法人美郷町社会福祉協議会から申請がございました。

これを受けまして昨年12月16日に指定管理者候補を選定委員会に際して審査を行い、議案書のとおり同協議会を候補者に選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により本案を提案するものであります。

なお、指定期間は令和10年3月31日までの3か年となっております。

以上で説明を終わります。

**【議長 那須 富重】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第6日目の3月10日に総括質疑を行います。

日程第10 議案第7号 公の施設の指定管理者の指定について

日程第11 議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について

お諮りします。

議案第7号から議案第8号までの2件を一括議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号から議案第8号までの2件は一括議題とすることに決定しました。

2件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 那須 富重】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

議案第7号及び議案第8号の公の施設の指定管理の指定については関連がありますので、一括して提案理由を申し上げます。

売店「地蔵の里」は地域特産品等の提供による農林業の活性化及び観光の振興を図ること、美郷町北郷農産物処理加工施設「北の郷」は、農林産物を加工販売することで農林業者の所得向上に資することを目的とし、それぞれ指定管理者による管理運営を行っております。

ともに、その指定管理期間が本年3月31日に満了を迎えることから、リバーズいすず合同会社を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間は原則として令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3か年間としますが、今後の指定管理者の動向や民間等の新たな指定先の検討も含めて、単年度ごとに見直しを可能とする協定とすることで、その時々事態に対応してまいります。

以上で、説明を終わります。

**【議長 那須 富重】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月10日に総括質疑を行います。

日程第12 議案第9号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 那須 富重】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

それでは議案第9号 工事請負契約の変更についての提案理由を申し上げます。

この契約は令和6年6月7日に株式会社 吉田建設産業と契約を締結した令和6年度5年災（台風6号1号箇所）その他林道山須原線戦災害復旧工事の変更契約であります。

主な変更理由としましては、法面部について再確認をした結果、当初、想定していたより崩壊面が深いことが判明をいたしました。

そのため、不安定土砂の掘削及び残土処理場へ搬出する土量が増大したことにより、工事請負代金1,625万1,827円を増額するものであります。

法面の復旧につきましては、現場吹付け法枠工を着工いたします。

以上、今回の契約について、地方自治法第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上でございます。

**【議長 那須 富重】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月10日に質疑・討論・採決を行います。

日程第13 議案第10号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を  
改正する条例

日程第14 議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を  
改正する条例

お諮りします。

議案第10号から議案第11号までの2件を一括議題としたいと思えます。

これに異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号から議案第11号までの2件は一括議題とすることに決定しました。

2件につきましては、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第10号 職員の勤務時間休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

少子高齢化が進展し、人口減少が加速している中で、男女とも仕事と育児、介護を両立できる職場環境を整備するため、育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部が改正をされております。

この改正法に対応するため、超過勤務免除の対象となる職員の範囲を、小学校就学の始期に達するまでの子供に拡大するほか、介護離職防止のため、仕事と介護の両立支援制度に関する周知について規定する必要があるため、この条例案を提案するものであります。

以上でございます。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月10日に質疑・討論・採決を行います。

日程第15 議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第12号 一般職の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告に基づく給与改定のうち、令和7年4月から適用となる国の社会と公務の変化に応じた給与制度の整備等を踏まえ、国や近隣自治体との均衡を図るためのものであります。

主な改正内容について、給料表は職務と職責に応じた給与上昇を確保するとともに、民間人材等の職を確保する観点から給料表の初号付近の号給がカットされております。扶養手当について、配偶者に係る手当が廃止され、子に係る手当が増額されることになりましたが、附則に規定しているとおり令和7年度は経過措置が講じられております。

期末手当及び勤勉手当について、年間の支給月数を4.6月分は変更ありません。

令和6年度は12月分のみでの改正であったため、附則を改正しましたが、令和7年度以降に係る分については本則を改正しております。

以上で説明を終わります。

**【議長 那須 富重】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月10日に総括質疑を行います。

日程第16 議案第13号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 那須 富重】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

議案第13号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

地方公務員法の給与については条例で規定されており、本町における時間外勤務手当については、一般職の職員の給与に関する条例第21条に、管理職手当受給職員は適用除外としていますが、町立国保病院及び町立国保診療所の医療に従事する職員についてはこの限りでないと規定されています。

このような制度は国や県にはなく、職員の給与は国及び他の団体等の給与に準じて定めなければならないとする地方公務員法の趣旨にそぐわないこととなります。

このため、県と同様に管理職手当を受給する職員が診療業務に従事する場合は、時間外手当ではなく特殊勤務手当を支給することに改めるものであります。

以上でございます。

**【議長 那須 富重】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月10日に総括質疑を行います。

日程第17 議案第14号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 那須 富重】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

議案第14号 美郷町使用料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由

を申し上げます。

今回の改正は、現在、美郷町社会福祉協議会が所管しています屋内ゲートボール施設の「すぱーく西郷」が町へ移管されるに当たり、本条例に使用料を追加するものです。

使用料については、地方自治法第225条に「行政財産の目的外利用、または公の施設の利用につき徴収することができる」と規定されております。

車両や複写機などは地方自治体が所有する財産ではありますが、動産であり地方自治法上は行政財産ではなく、物品として管理するものとなります。

このため、物品については条例ではなく別に定めることといたします。

以上で、説明を終わります

**【議長 那須 富重】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月10日に総括質疑を行います。

日程第18 議案第15号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 那須 富重】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

議案第15号 美郷町公の施設条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

先ほど説明したとおり、社会福祉協議会で管理運営している「すぱーく西郷」を社会体育施設として教育委員会で管理することにしたいので、本条例に追加するものであります。

以上、説明を終わります。

**【議長 那須 富重】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月10日に総括質疑を行います

日程第19 議案第16号 美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例

日程第20 議案第17号 美郷町賃貸住宅賃貸住宅条例の一部を改正する  
条例

お諮りします。

議案第16号から議案第17号までの2件を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

異議なしと認めます。

したがいまして、議案第16号から議案第17号までの2件は一括議題とすることに決定しました。

2件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第16号 美郷町教職員住宅条例の一部を改正する条例について、議案第17号 美郷町営賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、関連がございますので一括して提案理由を申し上げます。

現在、本町では教職員住宅として南郷地区18戸、西郷地区に5戸、北郷地区に17戸、計40戸を管理しており、うち32戸に入居いただいております。

今後、教職員数が著しく増加することは予想されないことから、数年、教職員が入居していない4戸の教職員住宅を建設課に移管し、本町への定住促進及び地域の活性化を図る住宅として有効に活用するため、必要な条例改正を行うものです。

併せて、町営賃貸住宅の名称と所在地について一部重複しているものがありましたので、その整理を行うため改正を行うというものであります。

以上でございます。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月10日に総括質疑を行います。

日程第21 議案第18号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第18号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

刑法等の一部を改正する法律等により、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されることに伴い整備した本条例について、経過措置に関する不足を追加する必要があったため、改正を行うものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月10日に質疑・討論・採決を行います。

日程第22 議案第19号 美郷町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第19号 美郷町犯罪被害者等支援条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この条例は、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復と被害の軽減を図ることを目的として制定したものでありますが、今回の改正は、犯罪被害者支援をより総合的に推進するため、町内に通学する者を加えるものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月10日に総括質疑を行います。

日程第23 議案第20号 美郷町耳川出水災害危険区域に関する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第20号 美郷町耳川出水災害危険区域に関する条例についての提案理由を申し上げます。

令和4年8月末の台風14号により耳川が増水し、西郷汚濁の古川及び下原地区の一部の道路及び家屋が浸水被害を受け、県は同様な浸水被害を防止するため、耳川土地利用一体型水防災事業により、浸水被害に遭った区域の計画水位までの国道及び浸水家屋の嵩上げ、護岸工の構築を令和7年度より施工する予定であります。

美郷町においても、この事業区域において建築基準法第39条の規定に基づき、この区域を災害危険区域に指定し、耳川が増水による計画高水位に対し住居建築物の建築を制限し、災害危険区域内における浸水被害を未然に防止するとともに、地域住民の安全を確保するため、本条例を制定するものであります。

以上であります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月10日に総括質疑を行います。

日程第24 議案第21号 令和6年度美郷町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

それでは、議案第21号 令和6年度美郷町一般会計補正予算（第10号）について、説明をいたします。

今回の補正は事業費の確定及び確定見込による不用額の構成が主なものであります。災害復旧費の林業施設災害復旧費においては、復旧計画によりまして1億2,195万2,000円を増額しております。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億665万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ117億1,099万7,000円とするものであります。

また、繰越明許費につきましては、第2表のとおりであり、令和6年8月発生 of 台風10号災害の対応に不測の日数を要したことによる事業進捗の遅れが主な繰越理由であります。

地方債の補正につきましては、第3表のとおりであります。

以上で、説明を終わります。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月10日に質疑・討論・採決を行います。

日程第25 議案第22号 令和6年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

日程第26 議案第23号 令和6年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第27 議案第24号 令和6年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

日程第28 議案第25号 令和6年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）

日程第29 議案第26号 令和6年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）

日程第30 議案第27号 令和6年度美郷町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

お諮りします。

議案第22号から議案第27号までの6件を一括議題にしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号から議案第27号までの6件は一括議題とすることに決定しました。

6件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 那須 富重】

町長。

【町長 田中 秀俊】

議案第22号 令和6年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ288万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,759万2,000円とするものであります。

まず歳入予算につきましては、国民健康保険税の593万1,000円の増額、続いて県補助金の特別交付金から459万6,000円の減額、これは保険者努力支援交付金や特別調整交付金などそれぞれ算定見込額へ補正するものであります。

また、一般会計繰入金につきましても金額が算定されたことに伴い、保険基盤安定繰入金など合計7万3,000円を減額しております。

基金繰入金につきましては、歳入予算の増額が見込まれることから417万7,000円を減額するものであります。

続いて、歳出予算につきましては、支出額が概ね見込まれている経費について、それぞれ減額の補正をしております。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第23号 令和6年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,493万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,226万7,000円とするものであります。

今回の補正の主な内容は、歳入につきまして、保険給付費の実績見込みに伴う交付額の変更により社保支払基金交付金が4,795万3,000円の減額となっております。

歳出につきましては、保険給付費地域支援事業費の各サービス費の過不足を調整した結果、184万円を減額いたしました。

また、社保支払基金交付金の歳入減により不足する財源を予備費で調整をいたしております。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第24号 令和6年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ90万6,000円を追加し、

予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,057万6,000円とするものであります。

補正の主な内容は、年度末を迎え、宮崎県後期高齢者医療広域連合への負担金が決定したため、90万6,000円を増額するものであります。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第25号 令和6年度国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,386万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,926万2,000円とするものであります。

歳出補正の主なものは、事業費確定見込みに伴う一般職員及び会計年度任用職員人件費936万8,000円、医療材料費120万円等の減額であります。

歳入補正の主なものは、諸診療収入を519万円追加し、他会計繰入金を1,894万7,000円減額するものであります。

以上で、説明を終わります。

議案第26号 令和6年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、公益的収入及び支出につきまして、収入支出予算の総額から744万9,000円を減額し、収入支出予算の総額をそれぞれ7億4,486万2,000円とするものであります。

収入補正の主な内容は、医業収益として入院収益を315万6,000円、外来収益を307万7,000円それぞれ減額するものであります。

支出補正の主な内容は、人件費の実績分として500万円、経費の実績分として440万9,000円をそれぞれ減額、医薬品の調達に要する材料費として252万円を増額するものであります。

また、資本的収支につきましては、支出については、備品購入費の入札に伴う執行残として97万9,000円を減額、収入において、支出額の確定に伴う一般会計からの出資金を32万5,000円の減額といたしております。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案第27号 令和6年度美郷町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、実績見込みによる補正額になります。資本的収入に43万1,000円の増額補正し、資本的支出に767万1,000円の減額補正し、資本的収入予算の総額を2億1,920万6,000円、資本的支出予算の総額を2億940万6,000円とするものであります。

内容として、収入につきましては、営業収益の給水収益から実績見込みにより200万円を減額し、営業外収益の消費税及び地方消費税還付金として243万円、雑収益1,000円を増額補正するものであります。

支出につきましては、営業費用に638万7,000円を減額し、特別損失に130万円を減額し、営業外費用の事業債償還利子に1万6,000円を増額補正するものであります。

以上で、説明を終わります。

**【議長 那須 富重】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月10日に質疑・討論・採決を行います。少し早いようではございますけれども、休憩に入りたいと思います。

10分間の休憩ですけれども、お集まり次第、再開したいと思います。再開を11時といたします。

(休憩：午前10時50分から10分間)

(再開：午前11時00分)

**【議長 那須 富重】**

それでは、全員おそろいですので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

- |       |        |                               |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第31 | 議案第28号 | 令和7年度美郷町一般会計予算                |
| 日程第32 | 議案第29号 | 令和7年度美郷町国民健康保険事業特別会計予算        |
| 日程第33 | 議案第30号 | 令和7年度美郷町介護保険事業特別会計予算          |
| 日程第34 | 議案第31号 | 令和7年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計予算       |
| 日程第35 | 議案第32号 | 令和7年度美郷町国民健康保険診療所事業<br>特別会計予算 |
| 日程第36 | 議案第33号 | 令和7年度美郷町国民健康保険病院事業会計予算        |
| 日程第37 | 議案第34号 | 令和7年度美郷町簡易水道事業会計予算            |
| 日程第38 | 議案第35号 | 令和7年度美郷町農業集落排水事業会計予算          |

お諮りします。

議案第28号から議案第35号までの8件を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号から議案第35号までの8件は一括議題とすることに決定しました。

8件につきまして、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 那須 富重】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

本日、令和7年度第1回美郷町議会定例会の開会にあたり、町政運営に臨む私の所信と主要施策の概要を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

さて、我が国の経済は、600兆円を超える名目GDPと33年ぶりの高い水準となった賃上げを実現し、成長と分配の好循環は動き始めています。

現在は、長きにわたったコストカット型経済から脱却し、デフレに後戻りせず、賃上げと投資が牽引する成長型経済に移行できるかどうかの分岐点にあります。

こうした中、政府は、日本経済・地方経済の成長、物価高の克服及び国民の安心・安全の確保を3つの柱とする「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を策定しました。デフレを脱却し、新たな経済のステージに移行することを目指して、経済あつての財政との考え方に立ち、賃上げと投資が牽引する成長型経済を実現しつつ、財政状況の改善を進め、力強く発展する、危機に強靱な経済・財政をつくっていくことを基本方針としております。

一方、全国的に東京一極集中が続く中であつて、他の地方自治体と同様に、本町におきましても急速な少子高齢化や人口減少、基幹産業の衰退など、大きな課題を抱えております。

さらに、地球温暖化による異常気象は世界各地に甚大な被害を与えており、本町でも令和4年の台風14号、一昨年の台風6号、昨年の台風10号により大きな災害が発生しました。一日も早い復旧に向けて万全を尽くしているところでありますが、災害規模が大きい箇所もあり、今もなお、町民の皆様には、御不便をおかけしております。

このような状況の中、私としましては、諸課題に真摯に向き合いながら、地方自治の本旨に基づいて、効果的な施策を推進してまいり所存であります。

また、災害復旧工事につきましても、引き続き、国や県と十分に協議を行い、建設業と連携を図りながら、迅速かつ着実に実施してまいります。

美郷町は、私たち町民にとりましても、また地域を離れている方々にとりましても、ここがふるさとでございませう。私は、過疎の半世紀を頑張りぬいた地域が、やがて新しい夜明けを迎える時代が必ず到来すると信じております。

今後とも、心の絆をしっかりと結び、田舎の原風景を守りながら、お互いが支え合う地域づくりを目指して精進していく所存であります。

それでは、令和7年度当初予算に係る主な施策につきましても、その概要を説明申し上げます。

#### 1. 農林業の振興

本町の基幹産業である農林業の振興は最重要課題であり、重点的に取り組んでまいります。

これまでの施策を継続して実施し、農林畜産業の就業者維持と振興を図ります。

農業の振興につきましては、日本型直接支払制度や新規就農者育成総合対策等、国県の農業政策を活用し、農業生産活動が継続できる体制づくりに努め、農業所得の向上と経営安定を図るとともに、親元就農や事業承継による新規就農者の確保を目指します。

また、昨今の情勢を鑑み、物価高騰等、自助努力では解消することのできない要因の対策を行うことで、生産者の営農意欲向上に努めます。

関連して耕畜連携を推進し、循環型農業の確立を目指し、遊休農地化の抑制を図ります。

林業の振興につきましては、森林整備計画の基本方針にのっとり適切な森林施業を推進し、再造林率日本一を目指すため、特に、伐採後の的確な更新を山林所有者や林業事業体に強く促してまいります。

これに伴う林業事業体の強化や担い手・後継者の確保、人材育成を含め、大規模保安林化、作業道の整備等、様々な事業に森林環境譲与税を活用し実施してまいります。

椎茸や木炭等の特用林産物につきましては、生産者の負担軽減と作業の効率化を図る施策により、生産意欲を促し生産量や品質の向上に努めてまいります。

鳥獣被害対策につきましては、これまでどおり関係機関や団体と連携して、捕獲による個体数削減や防護施設の設置等による対策を強化し、被害軽減に努めてまいります。

特に、昨年、農作物に多大な被害をもたらした猿の対策につきましては、重点的に行ってまいります。

## 2. 商工業、観光の振興

商工業の振興につきましては、活性化の中心的役割を担う商工会への支援をはじめ、経営基盤の強化や経営環境の改善に取り組む町内商工業者や意欲ある法人・個人等が行う新規起業や事業承継を継続的に支援します。

また、商工会と連携しながら、地域の特性を踏まえた事業を展開し、地域経済の活性化に取り組んでまいります。

観光の振興につきましては、アフターコロナの中で観光需要が回復傾向にある今日、コロナ禍前後の観光動機の変化にも対応しながら積極的に展開する必要があります。これまで展開してきた観光ブランド「DRIVE TO MISATO」のプロモーションにより町の認知度も向上しつつあります。

今後もこの観光ブランドを承継しながら、体験型、交流型のツアー等の推進を通じて、交流人口・関係人口の拡大を図るとともに、既存の観光資源の整備や新たな観光資源の掘り起こしに取り組んでまいります。

## 3. 道路環境・交通体系の整備

地域の基礎的な社会資本である道路整備につきましては、適正な維持管理を行うことにより道路施設の長寿命化に努めます。

また、道路に対する住民の関心は極めて高く、生活道路の利便性向上や孤立化を防止し、災害に強い道路機能の向上を図るために、国・県の補助事業及び過疎対策事業を活用し、整備に努めてまいります。

国道につきましては、8月の台風10号により国道446号が甚大な被害を受け、一刻も早い全線復旧を切望するとともに、自然災害から住民を守る生命線「命の道」として道路の整備を改めて強く感じたところであります。

また、国道388号については、門川町松瀬工区の早期の完成と北郷黒木側への早期の事業着手、南郷新屋敷工区の早期の工事完成を関係機関と連携しながら要望活動を行ってまいります。

県道につきましては、西都・南郷線、宇納間・日之影線、東郷・西都線等、計画的な整備が進められておりますが、今後も継続して要望活動を行ってまいります。

地域公共交通対策は、通院や通学、買物など、町民の多様な移動ニーズに対応するための重要な施策の一つです。現在、交通空白地帯の解消と住民福祉の観点からコミュニティバス（通称：みさとバス）を運行しており、特に高齢者の通院に対する需要が高いことから、引き続き、地域の移動手段として持続可能な体制を整備してまいります。

また、廃止代替バス、路線バス及び広域的コミュニティバス路線は、日向東臼杵管内を連絡する重要な移動手段であるため、関係自治体と共に(株)宮崎交通への補助や委託により路線を維持してまいりました。慢性的な運転手不足、利用者数の減少など、路線の維持はさらに厳しい状況にあります。ダイヤの改正や車両の小型化など、県や沿線自治体と共に運用システムの抜本的な見直し検討を進めてまいります。

## 4. 水道施設・生活排水処理施設の整備

令和6年4月より簡易水道事業及び農業集落排水事業は公営企業会計へ移行しま

した。世帯の減少や諸経費の高騰、施設老朽化など経営環境は年々厳しくなっていますが、合理的・持続的な経営を念頭に施設の維持管理と改修・更新に努めてまいります。

また、地区・個人管理の給水施設や合併浄化槽に対しましては、整備方法の助言や維持管理の支援に努めてまいります。

#### 5. 環境衛生の充実

家庭ごみの適正処理につきましては、日向東臼杵広域連合と連携し圏域全体で取り組むとともに、資源循環型社会への転換を推進するため分別収集の啓発を重点的に行い、ごみの減量化・資源化に積極的に取り組んでまいります。

また、不法投棄防止の啓発やパトロール等による監視を継続して取り組んでまいります。

#### 6. 環境保全の推進

本町は、緑豊かな山林や、小丸川、耳川及び五十鈴川等美しい自然資源に恵まれた地域であります。この豊かな緑や清流を保護するため、各水系汚濁防止協議会と連携した啓発活動を行ってまいります。

#### 7. 住宅環境の整備

既存の町営住宅につきましては、公営住宅等ストック総合改善事業等による改修・改善工事を計画的に進めるとともに、適正な維持補修に努め、住宅の長寿命化と居住環境の向上を図ります。

また、移住・定住の支援として空き家サブリースの整備を行ってまいります。

一般住宅につきましては、町民の生活環境の向上や定住促進、宮崎県産材の利用促進による地域産業の振興を図るため、町内で新築・増改築に要する経費に対し支援してまいります。

また、近年、懸念されている南海トラフ地震に対しての耐震性のない木造住宅（昭和56年5月31日以前に建設された木造住宅）につきましては、耐震診断及び耐震改修に要する経費に対し支援してまいります。

#### 8. 移住・定住の推進

移住・定住につきましては、お試し滞在宿泊施設を活用したオーダーメイド移住ツアーの実施や国県の移住支援金を活用し、移住定住の促進を図ってまいります。

また、住まいにつきましては、地区別定住戦略（ちくせん）と連携し、官民一体となって空き家バンク登録数の増加を図り、紹介できる住宅の確保に努めてまいります。

#### 9. 情報通信基盤の整備

本町では町内全域でCATVネットワーク網並びに4K放送及び高速通信に対応できる光ネットワーク網の構築により、全ての町民が情報通信技術（ICT）の恩恵を享受できる環境整備は完了しましたが、近年の気候変動に伴う災害の頻発化や獣害等により施設設備の迅速な復旧が課題となっています。

復旧に際しては、地理的要因や自然条件等を十分考慮し効果的な方法を選択するなど、適切な維持管理に努めてまいります。

庁内情報化対策につきましては、令和6年度はデジタル改革関連6法の下、各課が所管運用する各種情報システムの標準化を行い、国のサーバーへの接続を完了させたところです。

令和7年度は町が保有する各種データを順次、国のサーバーに移設してガバメントクラウド関連の作業を完了させ、以後システムの安定運営に努めてまいります。

S o c i e t y（ソサエティ）5.0時代を迎え、情報通信技術で様々な社会課

題の解決への取組が始まった今日、過疎・中山間地域においてデジタルインフラの整備と適切な維持管理はさらに重要性を増してまいります。

今後、デジタル化をめぐる動きをより一層、注視するとともに、情報化の推進について庁内で共有してまいります。

#### 10. 保健・福祉の充実

##### ① 保険及び保健事業の充実

健康づくりとして、特定健診、後期高齢者健診及び各種がん検診の受診率向上に努めてまいりました。

本町の国民健康保険事業における医療費につきましては、1人当たり医療費の順位が県内で上位になっていることから、今後も住民の健康増進・疾病予防のため受診率向上を図りながら、医療費の適正化と健全な財政運営に努めてまいります。

さらに、データヘルス第3期及び健康日本21第3次計画を基に、国民健康保険事業と後期高齢者保険事業、介護予防事業と連携し、一体的に生活習慣病予防、重症化予防に取り組んでまいります。

母子保健につきましては、1か月児健診の導入や産後ケア事業のショートステイ型の導入、及び妊婦や未就学児世帯においてオンライン医療相談の実施により母子の健やかな成長を支援してまいります。

また、全ての妊婦・子育て家庭がより安心して出産・子育てができるよう、引き続き、美郷町子育て世代包括支援センターにおいて、伴走型相談支援や経済的支援を行ってまいります。

##### ② 社会福祉の充実

少子高齢化・超高齢化が進む中、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できることが求められています。そのためには町政による福祉施策の充実はもとより、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会並びに民間福祉団体等と協働・連携しながら、福祉の町としての環境づくりをさらに進めてまいります。

##### ③ 児童福祉の充実

町民が安心して子育てができる環境整備のため、中学生までの子ども医療費の無償化、保育料の無償化・減免、子育て支援センターの充実などを継続して推進するとともに、職員のスキルアップ等を通じ保育所及び放課後児童クラブの充実を図ってまいります。

また、子どもの貧困、ヤングケアラーや児童虐待に対しては、要保護児童対策地域協議会や子育て世代包括支援センター等関係機関の連携を強化し、家庭相談の推進や幼児・児童の権利擁護と療育環境の整備に努めてまいります。

##### ④ 高齢者福祉の充実

令和6年10月1日現在、本町における住民基本台帳での65歳以上の高齢化率は54.2%であり、県下トップの状況が続いております。高齢者が安心して地域で暮らせるためには、気軽に相談できる体制が必要です。社会福祉協議会との連携により独居高齢者等への戸別訪問事業を継続し、高齢者の困り事や福祉ニーズに速やかに対応するとともに、高齢者がそれぞれの関心等に合わせて参加できるような多様な通いの場所の継続に努め、心も体も塞ぎ込むことのないよう、地域で支える仕組みの涵養に努めてまいります。

高齢者の多くは住み慣れた自宅での生活を望んでおり、その高齢者が支援や介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいのサービスを一体化して提供し、高齢者を地域全体で支えていくための地域包括ケアシステムの構築を継続し、地域

の実情を踏まえた介護サービス基盤の整備・拡充を推進します。

また、この地域包括ケアシステムを実現させるための重要な一手法である地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に推進するものであり、会議の定期開催と充実を図ります。

また、令和6年度からの3か年計画で策定した第9期介護保険事業計画を基に介護保険事業特別会計の適正な運営に努めてまいります。

#### ⑤障がい者福祉の充実

障がい者の日常生活や社会生活を支援するため、引き続き、自立支援給付や地域生活支援事業を適切に実施するほか、関係機関や当事者団体等との連携を図りながら、障がい者が住み慣れた地域で社会と共生できるよう努めます。

また、様々な地域課題の解決に向けて開設された障がい児・障がい者支援事業所「そうだんサポートセンターみさと」、地域全体で支援する協力体制づくりを目的とした地域生活支援拠点整備として開設された「日向市・東臼杵郡基幹相談支援センター」の両センターと連携、協力して、手厚い個別支援や支援体制づくりの強化を進めてまいります。

併せて、令和6年度から3か年で策定した第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画に沿って事業を進めてまいります。

#### ⑥ひとり親家庭支援の充実

社会情勢が変化する中、影響を受けやすいひとり親家庭等の自立促進と児童の健全な成長を確保することが重要な課題となっております。そのため、子どもの養育や経済面・健康管理など多くの困難を抱えているひとり親世帯に対し、医療費の助成などを実施してまいります。

#### ⑦消費生活の安定と向上

若者から高齢者まで幅広い年齢層において訪問販売や通信販売等の消費生活トラブルが多発している中、地域や関係機関等との連携により悪質商法や詐欺行為を排除するとともに、日向地区広域消費生活センターとの連携による相談窓口の機能強化や未然防止に向けた消費者教育と啓発活動を強化・推進してまいります。

##### 1 1. 医療の充実

国保病院及び診療所事業につきましては、地方公営企業法に基づく独立採算制を目指しながら、同時に地域住民の保健、医療、福祉の役割を担うという公的医療機関の立場にあります。今日まで、医療の提供はもとより保健、福祉の充実という面においても中核的な役割を担いながら、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるための地域包括ケアの実践等に努めてきたところであります。

また、令和2年4月からは、安心・安全な医療の提供を目指し、医師の働き方改革への対応や就労環境の改善など多くの課題を解決するため、医療提供体制の改編を行い、現在の体制を構築し運営を行ってまいりました。

今後は、新たに策定されました第8次医療計画や地域医療構想に基づく医療提供体制の変革に対応するため、病床機能のさらなる再編や機能分化が課題となりますので、それらに対応するためにも、県や大学、医師会等の関係機関との連携を密にしながら、派遣医師の継続と定着医師の確保に取り組んでまいります。

町内3つの医療機関を維持し、持続可能な地域医療の確立を目指して、関係機関と連携しながらさらなる医療の充実を目指してまいります。

##### 1 2. 防災対策の充実

近年、頻発する台風や豪雨、さらには、近い将来の発生が懸念される南海トラフ巨大地震等に対応するための防災・減災対策が、喫緊の課題であると考えています。

このことから、美郷町地域防災計画や美郷町国土強靱化地域計画など各種計画に基づき、災害から町民の命と財産を守り、迅速に復旧・復興が可能となるよう様々な対策を組み合わせる必要があります。防災行政無線等の施設整備のハード面や、自主防災組織や外部関係団体との連携等のソフト面の両面から、防災・減災対策の強化を図ってまいります。

#### 13. 消防・救急体制の充実

非常備消防自治体の本町では、消防団が唯一の消防機関であり、地域防災の要であります。地域密着性、要員動員力、即時対応力の特性を生かしながら、消防施設の充実や団員の確保、活動環境の整備など、消防力の維持向上に取り組んでまいります。

救急業務につきましては、救急や搬送に関する業務の一部を民間に委託し、救急救命士による現場での傷病者観察や処置、病院へ搬送するまでに傷病者の状態や状況を病院側へ的確に伝えるなど、病院側の受入れ態勢の充実を図り、救命率の向上に努めています。さらに、ドクターカーやドクターヘリ、防災ヘリの要請を行い、いち早い医療介入等につなげています。本年度も、関係機関との連携を強化するなど、業務の充実に努めてまいります。

#### 14. 治山・砂防・河川対策の充実

治山・砂防・河川対策につきましては、激甚化する自然災害から安全で安心して暮らせる地域を目指し町民の生命・財産を守るため、災害の発生を予防し被害の拡大を防止することを目的として、治山・砂防施設の整備や、継続して河床堆積土砂の除去対策事業促進について、国や県へ積極的な要望活動を行うとともに、土捨場の確保にも努めてまいります。

#### 15. 防犯対策の充実

警察や駐在所連絡協議会、日向地区防犯協会と連携し、町民の防犯意識の高揚に努めてまいります。また、防犯灯のLED化の推進や既存設備の維持補修等を行い、犯罪防止に努めてまいります。併せて、犯罪被害者等が必要とする支援を推進するとともに、町民が安心して暮らすことができる社会を目指します。

#### 16. 交通安全対策の充実

警察、交通安全対策協議会、交通安全協会及び交通指導員会等の関係機関団体と連携を図りながら、町民一人一人に交通安全思想の普及に努めます。あわせて、高齢者の交通事故を防止するための「みさと安全運転」を推進するとともに、交通安全施設や通学路の点検・改善を行ってまいります。

#### 17. 教育の振興

本町の教育全般におきましては、教育基本法の理念及び宮崎県教育基本方針を踏まえ、人間尊重の精神を基本とし、一人一人が豊かな人間性を培い、変動する社会に創意工夫と生きがいを持って対応できるよう、たくましい体、豊かな心、すぐれた知性を備え、郷土の形成者として、心身ともに調和のとれた人間形成を目指し教育の振興を図ってまいります。

生涯学習の推進につきましては、町立図書館を核として町民が主体的に学ぶことができる環境の整備を推進します。また、地域課題の解決に関する講座を設け、創造力や論理的思考力、チームワーク(Society 5.0で活躍する力)を備えた人材の育成を図り、各社会教育関係団体や各種ボランティア団体の活動支援とネットワークの構築に努めてまいります。

特に、地域コミュニティの充実に関しましては、地域の防災拠点となる自治公民館施設の整備促進と自治公民館活動の活性化を図り、青年団などの地域活動組織の

支援体制の強化に努めてまいります。

併せて、地域人材の幅広い参画を得て、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う「コミュニティ・スクール事業(学校運営協議会)」の推進と「地域学校協働活動事業」を拡充し、地域と学校の連携強化を促進いたします。

また、地域の貴重な伝統文化につきましては、地域コミュニティや文化の振興を図る上で貴重な資源であることから、その保存、継承、活用を図ってまいります。その手だてとして、新たな認定団体の発掘と後継者や指導者の育成を積極的に支援するとともに郷土芸能保存事業を拡充し、地域の貴重な伝統文化・芸能の映像記録と保存を行ってまいります。

学校教育の充実につきましては、本町の教育目標である「ふるさとを愛する心と豊かな国際感覚を育み、確かな学力を身に付け、自分に自信と誇りが持てる、心豊かな人材を育成する」の実現へ向け、本町の教育資源を生かした、美郷ならではの幼小中一貫教育(11年間の切れ目のない連続した学び)を推進します。

特に、子どもの資質・能力を身につけるため、幼児期からの遊びを通した総合的な学びと、幼児期の教育・保育と義務教育学校前期課程とが円滑に接続されるよう体制の整備に努めてまいります。

また、児童生徒が安心して過ごせる環境整備としましては、スクールカウンセラーによるいじめや不登校等の諸課題の未然防止とその解決を図るとともに、学校だけでは解決困難な事案への迅速な対応を行うなど、一人一人の悩みに寄り添える相談体制を強化してまいります。

#### 18. 国内外交流の推進

沖縄県豊見城市との姉妹都市交流事業につきましては、子ども会育成連絡協議会などを介しての人事交流と産業・経済・行政の多様な交流により、友好の絆は確実により固く結ばれているところです。今後も平和の礎として継続し、さらには史実の保存と継承に努め、事業のさらなる充実を図ってまいります。

国際交流事業につきましては、昨年、姉妹校締結30周年を迎えた林川(イムチョン)中学校との交流におきまして、これまでの絆を生かし、より積極的に交流に努めグローバルな人材の育成を図ってまいります。また、扶餘邑(プヨユウ)との姉妹都市交流におきましては、町民レベルでの交流や、韓国からの国際交流員による韓国語講座、幼児・児童・生徒への国際理解教育、異文化紹介などの事業をさらに充実・発展させてまいります。

#### 19. 住民参加の促進

##### ① 広報広聴の充実

地域の特性を生かした住みよい地域社会の形成には、町民の声を施策に反映させることが重要であります。町民の町政に対する意見や提案を広く収集し、町民の声を町政に生かせるよう努めてまいります。また、あらゆる媒体を活用し、町民が様々な情報を得られるよう努めてまいります。

##### ② 町民との協働の推進

令和2年度から各地区ごとに住民が主体となって取組を定め実践する美郷町地区別定住戦略事業(通称:ちくせん)を実施しています。各地区が主体となって計画された事業ですので、その計画に沿った取組をきめ細かに支援してまいります。

また、昨年度は住民の皆さんの声を施策に反映するため、住民ヒアリングや住民参加型ワークショップを開き、その場での意見を令和7年度から5か年を計画期間とする第3期美郷町まち・ひと・しごと創生総合戦略に反映し策定を進めてまいりました。

これからも住み続けたいくなる魅力的なまちづくりを進めていくために、本戦略で定めたビジョンと5つの方向性に基づき、町民・地域団体・事業者と行政が、それぞれの立場で積極的に参画しながら、具体的な事業に取り組んでまいります。

### ③男女共同参画社会づくりの推進

男女がお互いに人権を尊重し合い、自らの意思と責任により社会のあらゆる分野に対等に参画し、誰もがいきいきと生きられる男女共同参画社会の実現に向けて取り組むとともに、あらゆる分野における女性活躍の支援をさらに発展させるため、第2期美郷町男女共同参画計画に基づく活動を推進してまいります。

#### 20. 行政運営の充実・強化

効果的かつ効率的な行政運営を実施するため、第6次美郷町行政改革大綱に基づき、引き続き、行政改革に取り組んでまいります。

#### 21. 財政運営の充実・強化、地籍調査事業

##### ①財政運営の充実・強化

健全な財政運営と財政基盤の強化につきましては、自主財源の確保と節減合理化を進めてまいります。そのため、町税の適正で公平な課税と徴収に努め、地方交付税など国の動向に左右されるものは、その動きを常に注視し、適正に本町の財源へ反映するとともに、事務事業を単に前例踏襲するのではなく、より効果的・効率的なものとなるよう検証・見直しを行ってまいります。

##### ②ふるさと応援寄附金

ふるさと応援寄附金につきましては、今後も着実に返礼品を充実させるとともに、地域資源の魅力発信やPR活動の強化を図り、貴重な財源の一つとして、さらなる寄附額向上に向け取り組んでまいります。

##### ③地籍調査事業

地籍調査事業につきましては、西郷地域の田代（峰・千本）地区6.45平方キロメートルについて、法務局送致業務を行います。この成果による登記完了をもって地籍調査事業の完了となりますので、速やかに業務を進めてまいります。

（むすび）

むすびに、本町の令和7年度予算の編成に当たっては、引き続き、過年度の台風災害からの復旧・復興を最優先事項としつつ、効果的かつ効率的に諸施策を推進するべく、美郷町独自の振興策を実現する実行予算を編成しました。

一方、積極的な行政運営を行うために、あらゆる事業において積極的な財源確保に最大限努力するものとします。

結果、一般会計予算で総額が103億2,296万7,000円となり、令和6年度との比較では、4億4,770万8,000円、4.2%の減額となりました。

特別会計については、4つの特別会計の予算額が合わせて23億1,028万5,000円となり、公営企業会計については、病院事業会計が8億1,659万1,000円、簡易水道事業会計が2億9,694万6,000円、農業集落排水事業会計が1億7,432万6,000円となり、一般会計と合わせた令和7年度の美郷町予算総額は139億2,111万5,000円となりました。

以上、令和7年度の施政方針と予算規模について述べましたが、「豊かで活力ある安全・安心な郷づくり」の実現を目指して、全力を尽くしてまいります。

町民の皆様と議員各位のなお一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。

以上で、提案理由、施政方針といたします。よろしくお願ひいたします。

【議長 那須 富重】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件につきましては、第6日目の3月10日に総括質疑を行います。

日程第39 発議第1号 美郷町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、議会運営委員長より、提案理由の説明を求めます。

**【議会運営委員長 山本 文男】**

議長。

**【議長 那須 富重】**

議会運営委員長。

**【議会運営委員長 山本 文男】**

発議第1号 美郷町議会委員会条例の一部を改正する条例の提案理由を、発議者として説明いたします。

この改正は、委員の選任時期が不明瞭であるため、明瞭化するとともに、それに伴う条文の整理を行うものです。

その他、災害や感染症等で委員会に委員の参集が困難な場合に、オンラインによる方法での開催や電子的方法による手続が可能となるよう、必要な改正を行うものです。

以上、提案理由の説明を終わります

**【議長 那須 富重】**

議会運営委員長の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第1号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第40 発議第2号 美郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について議会運営委員長より、提案理由の説明を求めます。

【議会運営委員長 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

議会運営委員長。

【議会運営委員長 山本 文男】

発議第2号 美郷町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

この改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、必要な改正を行うものです。

以上、提案理由の説明を終わります

【議長 那須 富重】

議会運営委員長の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第2号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第41 発議第3号 美郷町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

本案について議会運営委員長より、提案理由の説明を求めます。

【議会運営委員長 山本 文男】

議長。

【議長 那須 富重】

議会運営委員長。

【議会運営委員長 山本 文男】

発議第3号 美郷町議会会議規則の一部を改正する規則の提案理由を説明いたします。

この改正は、会議時間の変更や選挙について、手続の不明瞭な条文を明瞭化するものです。また、現代の法令で使用されていない用語の改正を行うものです。そのほか、会議手続のオンライン化や電子的記録が可能となるよう、必要な改正を行うものです。

以上、提案理由の説明を終わります

【議長 那須 富重】

議会運営委員長の提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 「なし」との声あり )

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 「なし」との声あり )

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第3号の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

( 起立全員 )

起立全員であります。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次は、明日3月6日木曜日は定刻午前10時に本会議を開きます。時間をお間違えないようにお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

【事務局長 沖田 修一】

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(散会：午前11時42分)